

< 対策のポイント >

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

< 事業目標 >

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

< 事業の内容 >

- 1. 農業用排水施設の機能回復**
 湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。
- 2. 農業用排水施設の豪雨災害対策**
 豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。
- 3. 農業用排水施設の耐震化対策**
 大規模地震のおそれのある地域において、必要な耐震性能を有していない農業用排水施設の耐震化対策を実施します（農業者の申請によらず国の判断でも実施可能）。
- 4. 防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策**
 大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策等を行います。
 【令和12年度まで】

【採択基準】

- ① 受益面積3,000ha以上、末端支配面積300ha以上
- ② ダムの堆砂対策 受益面積3,000ha（畑1,000ha）以上
- ③ 防災重点農業用ため池整備 受益面積300ha以上 等

※ 下線部は拡充内容

< 事業実施主体 >

国（国費率：内地2/3、北海道3/4等）

< 事業イメージ >



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

国営総合農地防災事業の拡充

- 近年の豪雨等に起因する自然災害の増加に伴い、近代工学技術に基づき建設されていないものが多い農業用ため池の決壊による人的被害等の発生や、土砂災害等に起因したダム貯水池への土砂流入による農業水利施設の機能低下が顕著であり、こうした近年頻発する自然災害に対応できる施設の整備が喫緊の課題となっている。
- このため、国営総合農地防災事業において、①防災重点農業用ため池緊急整備型の創設、②畑地かんがいダムの堆砂対策の実施により自然災害への対策を強化する。

1 防災重点農業用ため池緊急整備型の創設

<事業内容>

食料生産に不可欠な農業用水を安定的に供給しつつ、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を実施する。

<実施要件>

- 大規模優良農業地域（過去に国営事業を実施した地域）であること
- かんがい受益面積300ha以上、かつ、防災受益面積500ha以上であること
- 末端支配面積が20ha以上であること

※申請期間は10年間とする。

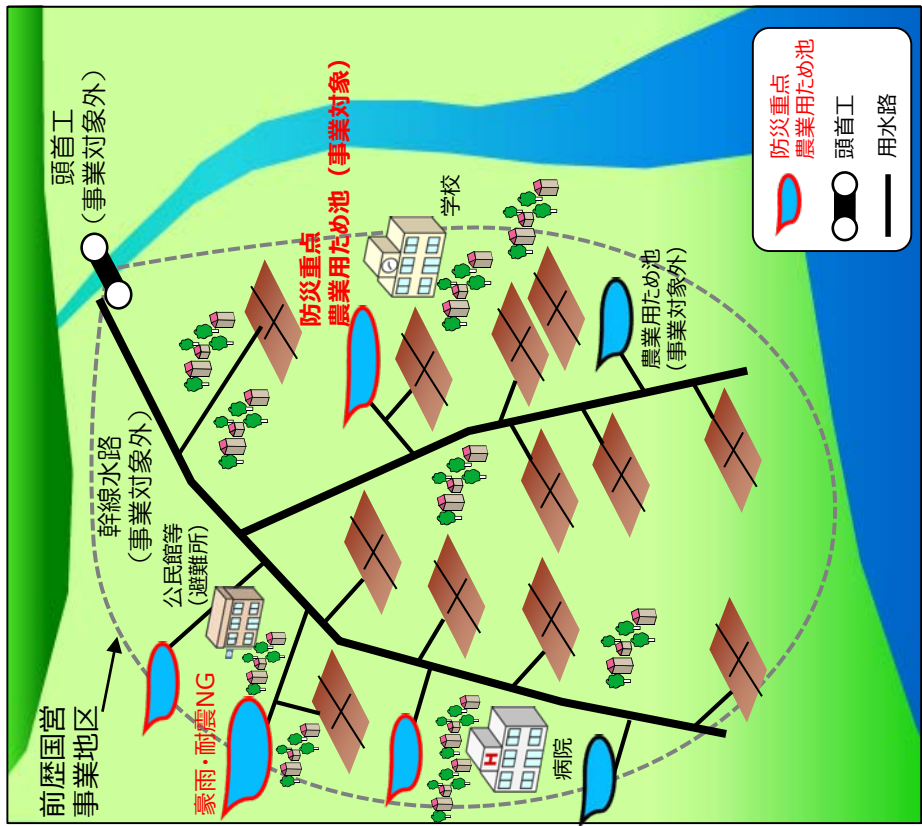
2 畑地かんがいダムの堆砂対策の実施（基幹施設型を拡充）

<拡充内容>

本事業では、これまで水田地区（国営要件3,000ha以上）におけるダムの堆砂対策を行ってきたものの、畑地区（国営要件1,000ha以上）においても、近年の自然災害によるダム貯水池への土砂流入により放水口が閉塞し、緊急時の放流に支障がある等、災害のおそれが生じていることから、畑地域の1,000ha以上の国造ダムの堆砂対策を実施する。

現行	拡充
受益面積）3,000ha以上	受益面積）水田：3,000ha以上 畑：1,000ha以上

<事業イメージ>



防災情報ネットワーク事業<公共>

【令和3年度予算概算決定額 974 (955) 百万円】
 (令和2年度第3次補正予算額 1,626百万円)

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集や災害対応等を行うため、**国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備**と**ため池防災支援システム**の保守運用を行います。

<事業目標>

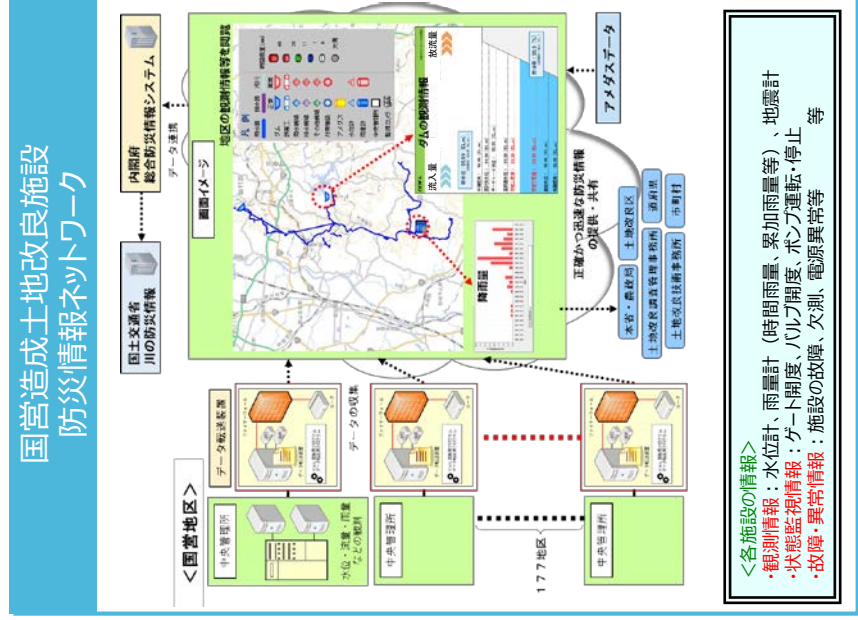
農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

<事業の内容>

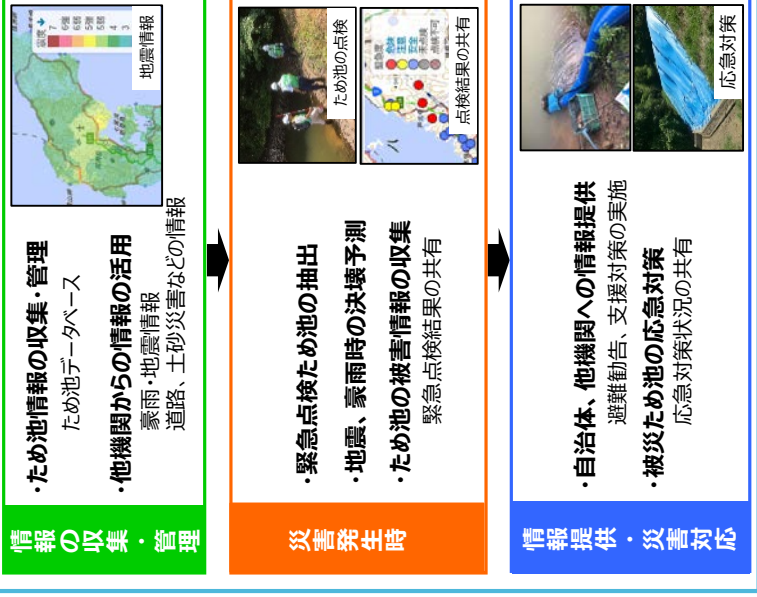
- 1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等**
 国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用を行います。
- 2. ため池防災支援システムの保守運用**
 国、県、市町村及びため池管理者等の関係者が、災害時にため池の被災情報を迅速に共有し、国による的確な支援や緊急時の効率的な点検の実施等に必要な「ため池防災支援システム」の保守運用を行います。

(事業実施主体 (国費率))
 国 (100%)

<事業イメージ>



ため池防災支援システム



直轄地すべり対策事業<公共>

【令和3年度予算概算決定額 340（170）百万円】

<対策のポイント>

農用地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を実施します。

<事業目標>

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

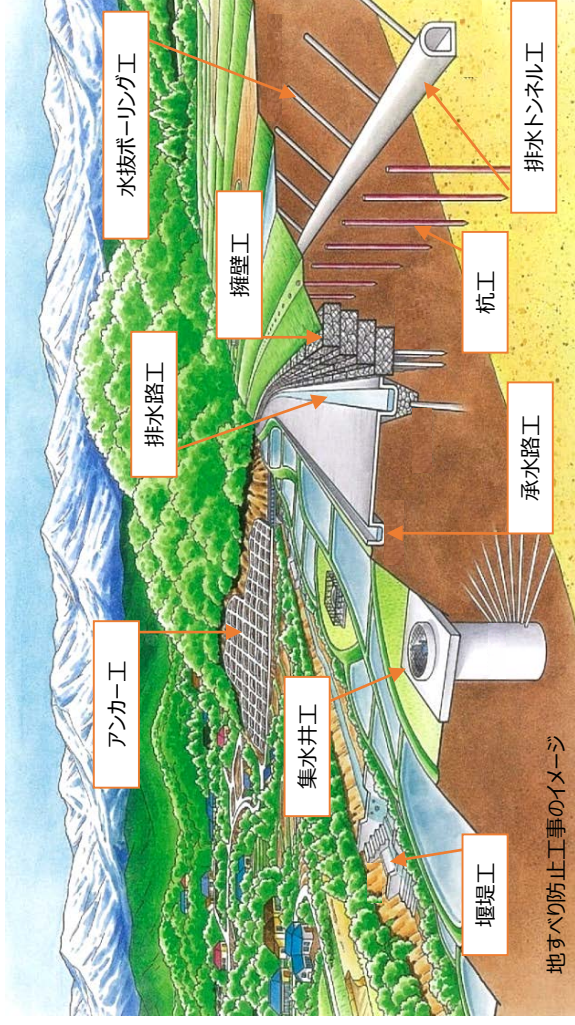
(実施要件)

- 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- 高度の技術を必要とするもの
- 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。

<事業実施主体>

国（国費率：2/3）



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）